恵那市監査告示第４号

令和７年度決算に係る恵那市財産区定期監査結果の公表について

地方自治法第 199 条第４項の規定により恵那市財産区の定期監査を実施したので、同条第９項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和８年 11 月 11 日

恵那市監査委員　水野　泰正

恵那市監査委員　太田　敦之

記

１．監査の対象　　恵那市中野財産区、恵那市正家財産区、恵那市永田財産区、恵那市久須見財産区、恵那市竹折財産区、恵那市笠置財産区、恵那市中野方財産区、恵那市飯地財産区　以上　８財産区

２．監査の内容　　各財産区会計における令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）に係る財務に関する事務及び事業の執行状況等

３．監査実施期間　　令和８年 10 月 14 日（水曜日）午前９時 20 分から午後３時 40 分

４．監査の方法

監査は、令和７年度の単位財産区ごとの財務等に関する事務処理の執行状況等について、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、事前に定期監査資料の提出を求め、関係諸帳簿及びその他の書類を照査するとともに、各財産区議長等の同席の下、担当職員からその執行状況等の説明を聴取する方法で実施した。

５．監査の結果

監査の対象である予算の執行及び事務処理は、各財産区とも概ね適正であると認められた。決算書及び歳入歳出事項別明細書に記載内容や状況について確認し、基金を含めた残高については、残高証明書にて確認した結果、適切に事務が行われていた。

なお、以下の点について課題があったので、状況検証等による改善を要望する。

① 資産運用については、預金の満期日や適用利率を確実に把握し、更新前には入札や見積り徴取などにより複数の金融機関の条件を比較し、分割の預け入れなども含めて、財産区の効果的な運用を検討していただきたい。併せて、資金の使用予定や将来の資金需要と満期との整合を図り、中途換金時の取り扱いも確認しながら、安全でより有利な運用に努めていただきたい。

② 新たな財産収入が乏しく、貸付料収入も減少している財産区においては、毎年基金を繰り入れており、残高が減り続けている。経常的な収入と支出を区分して把握し、基金残高の将来推移を整理するとともに、支出内容の点検や保有地の活用可能性の検討を行い、持続的な運営に向けた計画を考えられたい。また、その他の財産区も含めて、基金の保有目的や活用の判断基準を明確にされたい。

③ 土地貸付契約について、返還条件など契約内容と使用状況を確認し、必要に応じて専門家の助言を受けて権利を保全していただきたい。また、賃貸料の交渉では、相手方の収益状況や近隣の貸付事例など客観的な資料を参考に、適正な賃借料となるよう関係者と調整していただきたい。

今後も保有財産の確実な管理と財産区会計の適正な事務処理に務められ、所管課の指導や研修会等を継続的に開催して知識の向上を図りながら円滑な運営に努められたい。